

那須塩原市農業委員会

第 2 9 回総会議事録

令和元年 1 1 月 2 5 日(月)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和元年11月25日(月) 午後1時30分～ 午後2時28分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：18名

会長	15	君島 良一	委員	11	藤田 一郎
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	12	渡邊 透
委員	1	松本 忠太	〃	13	人見 二三夫
〃	2	島田 晴子	〃	14	大田原 重夫
〃	4	三本木 直人	〃	16	大根田 昇
〃	5	藤田 利男	〃	17	稲垣 政一
〃	6	辻野 京子	〃	18	木村 孝子
〃	7	竹村 文祥	〃	20	石崎 清
〃	9	伊藤 順久	〃		
〃	10	金田 廣衛	〃		

4. 欠席委員：8番益子丈弘委員 19番室井孝美委員

5. 参集農地利用最適化推進委員：8名

推進委員	大田原 義夫	推進委員	小倉 久雄
〃	松本 努	〃	和泉 正一
〃	人見 政博	〃	八木沢 義雄
〃	高島 亮一	〃	田代 勝彦

6. 議事録署名人の指名：18番木村孝子委員 20番石崎清委員

7. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 非農地証明願いについて
- 5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について

8. 事務局職員

局長補佐兼農政係長
農地係主任

村松 隆
田端 政則

農地係長

新巻 昭美

9. 傍聴人：なし

《会議内容》

村松局長補佐	皆さんこんにちは。本日局長は議会出席の為、大変申し訳ございませんが不在となります。会議の前に議案の訂正についてお願いいたします。議案の訂正に伴い議案書の１２ページから１５ページが差し替えとなりますので、よろしくお願いします。それでは、那須塩原市農業委員会第２９回総会の開会に先立ちまして、会長からご挨拶を頂きます。
君島会長	《挨拶》
村松局長補佐	はい、ありがとうございました。総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第５条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。よろしくお願いします。
	《開会のブザー》
議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第２９回総会を開会いたします。本日は、室井孝美委員、益子丈弘委員より欠席する旨の届け出を受けております。在任委員２０名、出席委員１８名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。
	次に「議事録署名人の指名」を行います。
	議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第１９条第２項に議長が、総会に諮って定める」と規定されております。
	総会規則に基づき、議長が指名することで、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、議席番号１８番木村孝子委員と議席番号２０番石崎清委員を、指名いたします。
	それでは 議事に入ります。
	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	番号１番について、伊藤順久委員の報告を求めます。
伊藤順久 委員	議案第１号、番号１番について、調査結果を報告します。農地に使用貸借権を設定する内容です。貸手人、借手人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は、１１月１９日、午後３時２０分頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より南西へ約１．５キロメートルに位置しています。使用貸借する理由としては、貸手人が高齢となり、耕作が出来なくなったために借手人に耕作を依頼してきたという内容でございます。借手人の経営状況は、成牛４２頭、育成牛１０頭、水稻２１１アールを作付しております。申請地の耕作予定は、野菜を栽培する予定ということです。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。番号１番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号１番について質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、伊藤順久委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声 多数》
	異議なし多数と認め、番号１番については、許可することに決しました。
	番号２番について、加藤拓央委員の報告を求めます。
加藤拓央 委員	議案第１号、番号２番について、調査結果を報告します。農地を贈与する申請です。譲渡人、

	譲受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は、１１月２３日、午後４時頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立波立小学校より東へ約１キロメートルに自宅があり、自宅の周囲７００メートル以内に１９筆あります。贈与する理由としては、譲受人は高齢で、９３歳と９２歳となったためであります。譲受人の経営状況は、水稻４８４アール、トマト２０アールを夫婦二人で行っております。申請地の耕作予定は、引き続き水稻とトマトを作付する予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。番号２番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号２番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤拓央委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については、許可することに決しました。
人見二三夫 委員	番号３番について、人見二三夫委員の報告を求めます。 議案第１号、番号３番について、調査結果を報告します。農地を贈与する申請です。譲渡人、譲受人、地番、地目、面積は、議案書記載のとおりです。調査は、１１月１５日、午前９時頃、申請地で申請人から行いました。申請地は、那須塩原市立青木小学校より東へ５００メートルに位置しています。贈与する理由としては、譲渡人は現在農業をしていないため、農業を営んでいる譲受人に農地を贈与するとのことです。譲受人の経営状況は、現在は野菜を作付し、その他は近隣の酪農家に貸して、飼料作物を作付しております。申請地の耕作予定は、野菜を作付する予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。番号３番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号３番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、人見二三夫委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については、許可することに決しました。
金田廣衛 委員	番号４番について、金田廣衛委員の報告を求めます。 議案第１号、番号４番について、調査結果を報告します。農地に賃借権を設定する申請です。貸手人、借手人、地番、地目、面積は、議案書記載のとおりです。調査は、１１月２１日、午後３時３０分頃、申請人宅で申請人から行いました。申請地は、ＪＲ西那須野駅より西へ１．２キロメートルに位置しています。賃借する理由としては、貸手人が高齢であり、体調も思わしくなく後継者もないことから、耕作者を探していたところ、借手人が地域の実情に合致し、近場であることから今回の申請となりました。借手人の経営状況は、水稻２５ヘクタール、自家野菜９０アールの作付けと、トラクター３台、コンバイン１台、田植え機１台を保有しております。申請地の耕作予定は、水稻を作付予定です。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いた

	しました。番号４番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号４番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については、許可することに決しました。 次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番について、藤田利男委員の報告を求めます。
藤田利男 委員	議案第２号、番号１番について、調査班を代表して報告します。申請人が所有する農地に既存敷地を拡張するための申請です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市豊浦小学校より南西へ約６００メートルに位置しています。現地調査は、１１月２０日、午前９時５分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。第１種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本件は既存の敷地面積の２分の１を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、平成３０年１２月に農地転用許可を受け、長屋住宅を建築したが、進入路が狭く車両どうしのすれ違いがしづらく、また左折するときなど対向車線にはみ出すなど危険な状況なので、進入路を拡張したく今回申請に至りました。事業計画は、申請地に既存敷地を拡張し、アパートへの進入路を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田利男委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については、許可することに決しました。 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 案件に入る前に、先月継続審議となりました案件、箭坪の太陽光発電については、総会後に取下げが県の方に出された事を、報告いたします。それについて、この後５条申請で新たに申請になって来ております、前の案件は取下げです。新たな申請に変わっております。 番号１番及び２番について、松本忠太委員の報告を求めます。
松本忠太 委員	議案第３号、番号１番について、調査班を代表して報告します。賃借により申請地において砂利採取をするための一時転用申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須高原大橋より南へ約２キロメートルに位置しています。現地調査は、１１月２０日、午前１０時頃に行いました。周辺農地の広がり１０ヘ

クータル未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。農地が復元される一時転用は許可が可能となります。申請に至った経緯は、この地域は山林に覆われ良質な砂利が存在する反面、土壌が砂利混じりであるため、農機具の破損が著しいため、採取を共同工場内還元取引で提示していただけるなら、砂利採取をしていただきたい旨の要望があり、今回の申請に至りました。事業計画は、1年間の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。周囲にロープ等を設置し事故の発生を未然に防止します。法で定められた保安距離を設け、安定勾配での砂利採取を行い土砂の流出を防止します。埋戻しは、採取表土及び自社の還元土石にて行います。現地を確認した結果、周辺に農地はありますが、砂利採取後も隣接の農地に影響が出ない事業計画となっています。栃木県陸砂利採取共同組合の農地復元保証もあります。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第3号、番号2番について調査班を代表して報告します。使用貸借により申請地に農業用施設を整備するための申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、道の駅明治の森黒磯より北西へ約2キロメートルに位置しています。現地調査は、11月20日、午前10時20分頃に行いました。申請地は転用に先立ち、農振法の用途区分が農用地から農業用施設用地に変更されておりますので許可が可能となります。申請に至った経緯は、当申請地は、従来から野菜畑として使用してきましたが、酪農施設に隣接する欠くことの出来ない重要な酪農作業用通路であり、また作業効率上、農作業安全の確保上不可欠な土地であり、作業用通路として使用したいために申請に至りました。申請地を通路として使用し、本来速やかに農地法所定の手続きを取るべきでしたが、利用しておりました。今後違反することのないよう十分注意しますとする、始末書が添付されています。事業計画は、申請地へ牛舎への通路を整備する内容となっております。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題は無いと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

次に、番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

番号3番及び4番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員

議案第3号、番号3番について、調査班を代表して報告します。売買により申請地に建売住宅を建築するための申請です。譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市一区公民館より北東へ約250メートルに位置しています。現地調査は、11月21日、午前10時30分頃に行いました。申請地は、周辺

農地の広がりがあるが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、当社は那須塩原市を中心に不動産の売買及び仲介、建築、設計業を行っております。前回の建売分譲はすでに完売しており、新たに需要の多い地域であり今回の申請に至りました。事業計画は申請地に3戸の建売住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併処理浄化槽にて処理します。雨水は、敷地内にて雨水浸透処理施設を設置し処理します。周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第3号、番号4番について調査班を代表して報告します。使用貸借により申請地に一般住宅を建築するための申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。貸人と借人の関係は父と子です。申請地は、那須塩原市立槻沢小学校より西へ約1キロメートルに位置しています。現地調査は、11月21日、午前9時45分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がりがあるが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、実家に妻、子、両親、祖母と同居しており、子供の成長に伴い家が手狭になり、両親の将来、農地の管理を行うため、実家の近くに住宅建築を計画し今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。

次に、番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようです、石崎清委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。

番号5番及び6番について、渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員

議案第3号、番号5番について調査班を代表して報告します。使用貸借により申請地に既存する敷地を拡張するための申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、狩野公民館より南東へ約1キロメートルに位置しています。現地調査は、11月21日、午前9時30分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がりがあるが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不

許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、当社は畜産農家への飼料の配送及び牛乳の収集等を営業しておりますが、需要の増加に伴う状況により、駐車場を確保する必要があり、今回申請したということです。事業計画は申請地に大型車駐車場10台分を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理とします。ネットフェンスや土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第3号、番号6番について調査班を代表して報告します。賃借により申請地に貸駐車場を整備するための申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、栃木県立那須特別支援学校より南へ約500メートルに位置しています。現地調査は、11月21日、午前10時20分頃に行いました。周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申請地以外では申請目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本申請は、申請地以外に適地がないので、農地転用は可能であると判断しました。申請に至った経緯は、貸駐車場として利用できる場所を探していたところ、今回申請する土地の所有者と話がまとまり申請したという事です。事業計画は申請地に5台分の貸駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、許可することに決しました。

次に、番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、許可することに決しました。

番号7番について、渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員

議案第3号、番号7番について調査班を代表して報告します。賃借により申請地に仮設の道路・資材置場を整備するための一時転用申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立大貫小学校より南東へ300メートルに位置しています。現地調査は、11月21日、午前11時頃に行いました。申請地は農振農用地となります。農地が復元される一時転用は許可が可能となります。申請に至った経緯は、上大貫橋の耐震補強工事の改装施工するため、資材等の仮置場として使用するため

	申請に至りました。事業計画は申請地に仮設の道路・資材置場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号7番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、渡邊透委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については、許可することに決しました。 番号8番及び9番について、島田晴子委員の報告を求めます。
島田晴子 委員	議案第3号、番号8番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に既存敷地を拡張するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市太夫塚公民館東側に隣接しています。現地調査は、11月21日、午前10時5分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地の拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、申請地隣接の太夫塚公民館については、各部活動の駐車場として50台分以上のスペースが必要とされています。このほど南側に移設する同太夫塚228号線の道路拡幅事業により駐車場敷地が買収されることとなり、駐車場不足が懸念されるため、敷地を拡張して同敷地内にある太夫塚神社を移転し公民館敷地を最大限に活用するために転用申請に至りました。事業計画は、神社を移転する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 議案第3号、番号9番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に既存敷地を拡張するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立関谷小学校より西へ800メートルに位置しています。現地調査は、11月21日、午前11時20分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第1種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。申請に至った経緯は、現在申請地の西側に居住しており、宅地の空きスペースに駐車していますが、来客時など駐車数が足りないため、住居に隣接する申請地が利便性、防犯性、安全性から考慮しても最良の策であると判断し申請に至りました。事業計画は、申請地に5台分の駐車場を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。周囲にコンクリート土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号8番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号８番については、許可することに決しました。

次に、番号９番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号９番については、許可することに決しました。

番号１０番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員

議案第３号、番号１０番について調査班を代表して報告します。使用貸借により申請地に一般住宅を建築するための申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市西那須野郵便局より南西へ約３００メートルに位置しています。現地調査は、１１月２１日、午前９時５５分頃に行いました。申請地は、都市計画法上の第１種中高層住居専用地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請人は現在千葉県の社宅に暮らしていますが、まもなく契約期間が終了するため、自宅建築を計画しました。申請地は、妻が相続した土地であり、すぐ側に妻の実家があり妻の母が住んでいます。家を建てるときには妻の実家の近くに建築したいと考えていたところ、地目が農地であるため今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。隣接地との間に土羽や擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号１０番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１０番については、許可することに決しました。

番号１１番及び１２番について、稲垣政一委員の報告を求めます。

稲垣政一 委員

議案第３号、番号１１番について調査班を代表して報告します。売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。譲渡人、譲受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北西へ１．３キロメートルに位置しています。現地調査は、１１月２０日、午前１１時１５分頃に行いました。申請地は周辺農地の広がり１０ヘクタール以上の区域内にあるので第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、譲受人は現在家族６人で戸建借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い、借家が手狭となり本件の申請となりました。事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容となっております。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。植栽にて、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を調査した結

果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第3号、番号12番について調査班を代表して報告します。地上権の設定により申請地で太陽光発電事業をするための申請です。貸人、借人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。申請地は、高林公民館より北東へ960メートル、東へ650メートル及び南東へ900メートルに位置しています。現地調査は、11月20日、午前10時45分頃行いました。申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は不許可の地域ですが、本申請は隣接する土地と一体利用して同一の事業目的に供する場合で、第1種の農地の占める面積の割合が、3分の1を超えない範囲での計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、遊休地及び未利用地を活用するため本件の申請に至りました。事業計画は、申請地にソーラーパネル73,248枚を設置し、太陽光発電事業を行う内容です。年間発電量は、35,048MWhを見込んでいます。給排水の計画はなく、雨水は敷地内にて雨水浸透処理施設を設置し処理とします。周囲を残置森林及び造成森林で囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号11番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、稲垣政一委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については、許可することに決しました。

次に、番号12番について質疑、ご意見はございますか。

石崎清 委員 ちょっと確認なのですが、転用になった場合、農地の転用地目は、農地でなくなるという判断だと思うのですが、その確認をお願いします。

事務局 転用許可が出ましたら農地台帳から外れて、地目については登記の方になるので、登記簿上の地目という事で、何かということは、こちらでははっきりとわかりません、雑種地かなという事で農地台帳から外れます、何十年かして農地に戻すなら登載願いをを出していただいて、また農地台帳に登載されるという事です。

石崎清 委員 はい、わかりました。

三本木直人 委員 この案件なのですが、確か記憶では、県で一旦統制するというような経緯があったと思うのですが、それで何か変更とか、前の計画が変わったとかそういったものはあるんですか。

議長 さきほどこの案件に入る前に報告したわけなんです、この同様の案件について前回の総会で継続審議になったわけです。継続審議になっている間に、総会後に取下げになりました。これは新たな申請です。同じような流れなのですが、県の方の指摘事項を全部直して、新たに申し直した申請です。

三本木直人 委員 その説明はあったらしいんですけども、その詳しい内容というのは。

議長 内容は、取下げになりました。これ新たな案件です。前とは全く関係ない。

三本木直人 委員	それはわかりますけど、例えばその残す農地の数を増やしたとかそういうのはないのですか。
議長	前の案件と今度の案件の違いですか。県の方で直された内容について事務局の方でわかりやすく説明をお願いします。
事務局	違いは、添付資料の資金証明について、新たに追加された資料が添付されております。
三本木直人 委員	あまりにも規模が大きいので、環境を考えて変更があったのかなと思って期待したんですが、そう内容ではないみたいですね。分かりました。
議長	他に質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、稲垣政一委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１２番については、許可相当と決し知事に進達いたします。 次に、議案第４号「非農地証明願いについて」を議題といたします。 番号１番について、石崎清委員の報告を求めます。
石崎清 委員	議案第４号、番号１番について調査班を代表して報告します。非農地証明の願い出です。願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載とおりです。願い出地は、那須塩原市立槻沢小学校より西へ約１キロメートル、議案第３号番号４番の隣に位置しています。現地調査は、１１月２１日、午前９時４５分頃に行いました。願い出地の現況は宅地となっており、２０年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第２条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願は証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については、証明することに決しました。 次に、議案第５号「農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定による農用地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。 番号１番について、辻野京子委員の報告を求めます。
辻野京子 委員	議案第５号、番号１番について調査班を代表して報告します。農地の売買についてあっせんの申出があったことから、申出地を認定農業者等の効率的・安定的な農業経営を行うものへ集積させるため、農業公社などの農地利用集積円滑化団体が優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか確認するものです。あっせん申出人、土地の所在、地目、面積は議案書記載のとおりです。現地調査は、１１月２０日、午前１０時１０分頃に行いました。申出地は、那須塩原市戸田調整池より南へ５００メートルに位置しています。申出に至った経緯は、申出人より聴取を１１月１７日にしたところ、現在は離農しており近くの農家に土地を貸していたが、今後も農地を守ることが出来ないため、あっせんの申請をしたとのこと。現地を確認した結果、申出地は認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入が必要であると判断しました。地元調査員・調査班ともに円滑化団体によ

	る優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野京子委員の報告は、要請相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については、通知を要請することに決しました。 次に、議案第６号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第６号についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。議案書１１ページから１４ページが「利用権設定関係」の案件で２３件、合計面積は１７７,８５４.９４平方メートルとなります。続いて１５ページが「所有権移転関係」の案件で５件、面積は３８,６４４平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第３項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	説明が終わりました。 このことについて質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第６号は事務局提案のとおり、決定することに決しました。 以上で、全ての議案が終了いたしました。 慎重審議いただきまして、ありがとうございました。 これをもって、那須塩原市農業委員会第２９回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

18番

20番
